

## 令和4年4月 文書質問及び回答

1 質問者 我孫子洋昌議員

2 質問事項 「下川町地域保健福祉計画」と「2030年におけるありたい姿」について

質問の内容・要旨	回答
<p>下川町地域保健福祉計画では、町民の健康状態や、障がいの状況など、調査時点における町民の生活の実態について示されている。また、「2030年における下川町のありたい姿」においては、“多様な人材登用を可能にする支援機能構築”を掲げている。そこで、実態と理想へつなげていく施策や考え方について、以下について見解を伺う。</p> <p>① 聴覚障がい者への対応について:「手話奉仕員養成講座」について、これまでの参加実績はどのようなものか。また、道内でも、「手話を言語として位置付ける」手話言語条例”を制定する自治体が増えているが、下川町は条例制定と手話の普及についてどのように考えるか。</p> <p>② 公的資料や窓口における「やさしい日本語」対応について:役場窓口で各種証明書を請求する場合など、漢字表記のものに振り仮名を振ったり、用語そのものを平易な単語に言い換えたものを準備するなどの対応をする考えはあるか。</p> <p>③ カラーユニバーサルデザインの導入について:公共施設には、いわゆるバリアフリーの考え方方が浸透してきているが、白内障などにより色の判別が難しい住民のために、公共施設の表示や各種資料の制作の際にカラーユニバーサルデザインの考え方を導入する考えはあるか。</p>	<p>① 言語は、お互いの思いや感情を理解し合い、文化を創生する上で不可欠なものであり、手話は、聴覚障がい者にとって、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、必要な言語として手話があり、障害者基本法においても手話は言語として位置づけられていることは承知しているところです。</p> <p>町では、聴覚障がい者への理解促進と手話法の普及を図るため、上川北部8市町村で主催し「手話奉仕員育成講座」を開催しております。また、聴覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることが困難な方に、希望時に手話通訳者を派遣する「コミュニケーション支援事業」を行っているところです。</p> <p>現在のところ早急に条例を制定する考えはありませんが、今後において、手話への理解の輪を広げ、聴覚障がい者が安心し、住み続けていただけるよう取り組みを考えてまいりたいと思います。</p> <p>② 行政情報などの文書は、正確さを重視するあまり法令用語や専門用語が多く、情報を正確に町民に伝え理解していただくためにわかりやすい表現に努めることは重要であります。</p> <p>現在、全体的な取り組みは実施しておりませんが、引き続きそれぞれの状況に応じながら、わかりやすい表現などに努めてまいりたいと考えています。</p> <p>③ ユニバーサルデザインは、年齢、性別、能力など、人の様々な特性や違いを超えて誰もが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を行っていこうとする考え方です。</p> <p>公共施設建設などでバリアフリーに配慮するなど一部取り入れてますが、ユニバーサルデザインは、カラーのみならず、様々な対応が必要であることから、今後もその考え方へ沿った対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。</p>